

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18530726

研究課題名 (和文) 公共性を視点とするアメリカとドイツにおける公民教育の研究

研究課題名 (英文) A Study on the Civic Education in the U. S. and Germany Focusing on the "Publicness"

研究代表者

吉村 功太郎 (YOSHIMURA KOTARO)

東北学院大学・教養学部・准教授

研究者番号：00270265

研究成果の概要：本研究の目的は、アメリカとドイツの公民教育の多様なカリキュラムや実践を比較研究の対象とし、「公共性」をどのようなものとしてとらえ、構造化されているかを理論的に考察・分析し、その特質を解明することである。本研究において明らかにしたことは次の3点である。(1)公共性の基盤を民主主義社会においての点では共通しているととらえられる。(2)「公共性」の構造は一樣ではなく、「作られたものとしての公共性」「作っていくものとしての公共性」という二面性の間での重点の置き方が各カリキュラム・実践において異なっている。(3)「公共性」のとらえ方の違いは公民教育の意義と役割のとらえ方の違いと関連しており、具体的なカリキュラム・実践においては内容編成と方法原理の違いとして現れる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,800,000	0	1,800,000
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	540,000	4,140,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：公民教育、シティズンシップ教育、公共性、比較研究、社会科教育

1. 研究開始当初の背景

民主主義社会の担い手としての公民的資質の育成を目標とする公民教育は、教育の内容編成や方法原理において「公共性」という概念が大きな位置を占めていると考えられる。この基本的考え方のもとに、以下の3つの動向をふまえて研究の構想に至った。

(1)近年の教育改革の流れの中で公共性という概念をめぐるのは多義的な議論がなされていたが、公民教育に関連するものとしては、「個人と社会」「権利と義務(責任)」等の関係のとらえ方・扱い方をめぐるものであった。(2)社会科(公民)教育研究においては「社

会形成の社会科」が「意思決定型教育論」の流れの中で提起され、公共的な課題を扱う教育論の研究が進められてきた。

(3)公民教育の知的基盤ともいえる社会・人文諸科学の分野においても、細分化された専門分野に閉じこもり、学問的な実証を中心的課題として社会的問題に総合的にコミットしない傾向を批判する形で、「公共哲学」という考え方の重要性が提起されてきた。

このような状況が、公民教育の目的・内容・方法を考察するための重要な課題を提起していると考え、「公共性」を視点として具体的な公民教育プログラムを分析・考察する

こととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公民教育のカリキュラムや実践が内包している「公共性」の構造を理論的に分析・考察し、カリキュラム・実践上の特質が「公共性」のとらえ方とどのように関連しているかを明らかにすることである。「公共性」という考え方を内包する多様な公民教育についての考え方を担保するため、我が国と同様の民主主義国家であり、連邦制国家としての教育行政体制をとっているアメリカとドイツの公民教育に関する多様なカリキュラムや実践を比較研究の対象とする。「公共性」を視点として多様な公民教育のあり方を比較・考察することで、民主主義社会における公民教育のあり方を考察する基盤を形成することである。

3. 研究の方法

本研究は、文献・資料の分析と現地での実地調査をふまえ、総合的に考察を進める形で研究を行った。

(1)まず、米国およびドイツにおいて開発された公民教育のカリキュラム・教科書・教材・実践報告などを収集し、その教育プログラムの目的・内容・方法を主な分析指標として、内包されている公共性の構造を主な観点として分析を行うことで、教育プログラムの構造と特質を明らかにした。

(2)資料の分析から抽出した研究上の課題や疑問点をもとに、米国およびドイツでの公民教育のカリキュラムやプロジェクトの開発および教育実践に関する実地調査（開発者に対する聞き取り調査や授業実践の観察など）を行った。

(3)文献資料の分析結果と現地調査の結果をもとに、「公共性」に視点をあてた公民教育プログラムとしての特徴を明らかにするとともに、教育プログラムが内包する「公共性」の構造を比較考察することで、その類型を明らかにする基盤を形成した。

4. 研究成果

(1)先行研究における公共性を視点とした分析枠組みの抽出

社会科教育（公民教育）における公共性を視点とした先行研究の分析から、公共性は大きく2つの側面からとらえられていることが明らかになった。それは、公共性を社会を規定する何らかの性質を表したのものとして静的にとらえるものと、公共性を社会そのものとしての公共圏（公共空間）のあり方（性質）を表したのものとして動的にとらえるものである。公民教育で扱われる具体的な内容で

示すならば、前者は社会の政治や経済などの制度やそれらを規定している法、人々の行動を規定する様式としての文化などであり、後者は社会的判断や決定を行う上での人々の意思決定や議論がおこなわれる社会的空間（公共空間）がどの程度対等・自由・誠実であるかというものになる。これらのことを、我が国の公民教育が前提としている民主主義社会という視点からとらえるならば、前者は民主主義社会を法や制度によって形作られるものとしてとらえており、後者は民主主義社会を人々の議論や意思決定という公共的な活動の連続体として形成されるものととらえているといえる。

(2) アメリカ公民教育プログラムの特質

①法関連教育プロジェクト—Law in Action Series の場合

本プロジェクトは、1970年代に Linda Riekes らによって1970年代に開発された法関連教育プロジェクトである。公共性を「自分たちで作り上げるものとしての公共性」ととらえ、その公共性を育成するために「コミュニティへの関与」を基軸にし、「コミュニティへの関与」を地域社会で起こっている法的社会的問題への対処と位置付けて、法的社会的問題に対処するためにルール形成や法形成（実現）のために必要な知見でもってその内容を構成していること、公民教育において法的問題に対処する「コミュニティへの関与」そのものが、自分たちの社会をより良いものとし、また「自分たちの社会を自分たちで作り上げること」に他ならず、「自分たちで作り上げる公共性」を直接的に育成することが可能になるプロジェクトである。

本プロジェクトの特質は、コミュニティという公共空間においてルール形成・法形成を行う参加型学習であり、法を定められたものとして固定的にとらえるのではなく、公共空間における人々の議論や判断によって作られるものであるととらえることで、主体的な社会的活動への指向とそれを行いうる資質・能力を発揮することが可能な社会的空間を公共空間としてとらえることを可能にするとともに、公共空間での公共的な活動によって形成された法が公共性を担保するということもとらえることが可能になっている。いわば、公共性を動的な側面からとらえているプロジェクトであるといえる。

②参加型学習プロジェクト—Project Citizen の場合

本プロジェクトは、アメリカ公民教育センター（Center for Civic Education）が開発した中等教育用プログラムであり、コミュニティの問題に関して子どもたちが積極的に参加し、問題解決に取り組めるような知識・技能や能

力、意識を育成することを目的としている。本プロジェクト教材は、1996年に開発されて出版されている。この教材は2006年と2007年にリニューアルされ、現在では第5学年から第8学年までのレベル1と、第9学年から第12学年までのレベル2の2種類が開発されている。

本プロジェクトが育成しようとしている市民は、民主主義社会において公共政策に対して積極的に関与していこうとする責任ある市民である。本プロジェクトでは単なる社会参加では責任ある市民とは言えないとし、民主主義社会を担う主体的な市民として次の3つの条件を設定していると考えられる。①確かな知識・技能に基づく知的基盤を有する良識ある市民、②確かな方法に基づく社会調査能力を備えた、開かれた（公共的な意識を備えた）市民、③民主主義社会の価値や原則を理解し、社会参加を通じて公共善の実現をめざす責任ある市民。

本プロジェクトの特質は、民主主義社会を理念や制度の学習を通じて知的に学ぶ側面と、地域の社会的問題の解決に参加することで体験的に学ぶ側面との両方を有しており、静的な側面と動的な側面の両方から公共性をとらえていることである。学習としては、これまで社会が積み重ねてきた作られた公共性としての民主主義社会の理念や制度・法を理解しつつ、それらの知識を活用することで地域社会の問題を社会という公共空間において解決する活動を行うことで、公共空間・公共性をつくりあげていくという構造になっている。このプロジェクトの場合、既存の理念や制度・法を基本的には知的基盤とし、その枠組みの中での社会的活動を構築することになるため、現在の民主主義社会の性質としての公共性は静的な意味合いが強くなる。いわば、「つくっていく公共性」は、あくまでも「作られた公共性」の大きな枠組みの中で「つくっていく」ひとまわり小さい「公共性」になる。

③サービスマニシングプロジェクトー Public Achievement の場合

本プロジェクトは、ミネソタ大学ハンフリー公共政策研究所内の「民主主義とシティズンシップのためのセンター(Center for Democracy and Citizenship)」が開発した「パブリック・アチーブメント・プロジェクト(Public Achievement Project)」であり、主体的な社会参加活動を実際に行うことを通じて、民主主義やシティズンシップに関する基本的な概念や考え方を学ぶことを目的としている。本プロジェクトは、教科といった公式の学校カリキュラムに位置づけ形で構成されているわけではなく、教科の中の投げ込み授業としての実践か、あるいは教科外の学習活

動の選択肢の一つとして行われることを想定している。

社会参加型学習プロジェクトである「パブリック・アチーブメント」は、具体的な社会問題について調査・判断を行うとともに、具体的な解決策とそれを現実社会で実行・反映させる教育プロジェクトである。目的を持った活動を現実社会の様々な立場の人との関わり合いの中で実践することで、民主主義社会のプロセスに関する知識・技能を習得するとともに、自らの社会的な有能性を実感することで、民主主義社会を担う見識ある有能な市民の育成をはかっている。公共空間における具体的な経験を通じて、公共圏(社会)を担う市民としての資質を育成するプロジェクトである。

本プロジェクトの特質は、社会的問題の解決を現実社会の場で行うことにあり、公共空間としての社会の場が教育の場ともなっている。公共的な社会活動に子ども自らもその一員として参加し、公共空間の形成そのものに参画することが重視されている。市民の相互作用によって社会を形成するということは、民主主義社会の基本原則であり、民主主義社会をとらえなおし、民主主義社会における市民性のあり方とその育成について、大きな示唆を与えてくれるものである。本プロジェクトは公共性を動的なものとしてとらえ、具体的な問題解決活動を重視するものとなっている。また、このような特質が学校の正規のカリキュラムに取り入れることを困難にしていることにも目を向けるべきである。

(3) ドイツ公民教育プログラムの特質

ドイツ公民教育の分析においては、旧東ドイツ諸州における前期中等公民系教科目について概観した後、それらの一事例としてザクセン州中間学校の2004年版ゲマインシャフト科/法教育を取りあげ、その教科目目標と全体レベルや単元レベルの構成を1992年版ゲマインシャフト科/法教育も参照しつつ分析し、公民系教科目としての特質や理念また近年の改革の方向性を明らかにした。

ザクセン州中間学校の2004年版ゲマインシャフト科/法教育では、次の五点によって1992年版ゲマインシャフト科/法教育とは異なる公民系教科目の教育が図られているとまとめられる。

①民主主義政治的陶冶のための目標の重点を民主主義の知識理解から遂行能力育成へと移動させている。ザクセン州では従来から公民系教科目を民主主義の政治的陶冶のための教科目として位置づけてきた。その目標の重点を今回、民主主義を知識として理解させることから、民主主義を知識として理解するだけでなく遂行して社会の形成に取り組めるようにすることへ変化させている。

②目標の重点移動に従い、自国体系理解中心の全体構成を自社会体系探求中心の全体構成に改めている。

③そのような全体構成のもと、各単元を各領域や各社会の仕組みの受容学習でなく仕組みの問題の判断学習として構成している。2004年版ゲマインシャフト科/法教育では、各単元において、対象となる各領域や各社会を個々の構成領域や構成要素ごとに取りあげ、関連する問題によって扱い、学習者に分析・判断させる。仕組みの学習の実質を改め、無批判的な受容の学習から批判的な判断の学習に変更し、個人的判断中心ではあるが、市民社会の市民として既に在るものを鵜呑みにせず、また、他者に流されず、根拠をもって合理的な判断をつくりだす学習を可能にしようとしている。

④これらの変更に基づき、公民系教科目の教育を既に在るものに適応させるための教育から、新たなものを形成できるようにするための教育へと移行させている。この教科目は、全体レベルも各単元レベルも一見するとオーソドックスなつくりであるかのように見えるが、ボトムアップの批判的な社会形成の論理を組み込むことで実質を変えている。学習者を市民社会の市民と位置づけ、その政治的意思形成のための能力育成をねらっており、そのために既存の社会の各領域や各次元を取りあげつつも、それらを問題によって扱い、学習者を政治的意思形成のための営みへと導き入れている。なお十分とはいえないが、学習者が市民社会の市民として教室内において公共圏という公共的意見形成空間の営みに取り組むものとして公民系教科目をつくりなおすことにより、学習者が既に在るものを自明視せず新たな形成に批判的に取り組めるようにする形成の教育を可能にしている。

⑤民主主義政治的陶冶のための公民系教科目教育の基本役割を無批判的政治的判断教化から批判的政治的判断形成へと転換させることである。民主主義に基づく既存の秩序を受け容れさせる社会秩序適応教育の無批判的政治的判断教化を乗り越え、民主主義に基づいて秩序をつくりだせるようにする社会秩序形成教育の批判的政治的判断形成へと公民系教科目の役割や内実を改めようとしているのが、2004年版ゲマインシャフト科/法教育である。

(4) 公共性を視点としたカリキュラムの比較

公共性を視点としたアメリカとドイツの公民教育カリキュラム・教育プロジェクトの分析の結果、民主主義社会のとらえ方・表し方については、①既存の民主主義社会の伝統を引き継ぐことを重視した静的なとらえ方、②対等な人々の自由で責任のある議論や行動などによって作られる公共空間としての社会を重視する動的なとらえ方の2つに大きく分け

られる。①の場合は、教育内容は政治理念や制度、憲法・法が中心となり、教育方法としては知的に理解していることがおこな学習活動となる。②の場合は、法や制度に関する知識理解の重要性を含みつつ、具体的な社会的問題の解決に必要な思考力・判断力と具体的な行動計画策定能力・行動実践能力が教育内容となり、具体的な問題解決という活動を通じて知識・能力・態度を総合的に学習する教育方法がとられる傾向にある。

また、今回分析対象としたドイツの公民教育カリキュラムのように、行政が策定した普遍的なカリキュラムという形では、②に近い考え方を背景にしながらも、行政が策定するカリキュラムという普遍的な要素をふまえる必要性からか、学習方法を中心にして①の要素を色濃く内包している。一方、投げ込み教材的なプロジェクト学習プログラムにおいては、カリキュラムのように公民教育の全体像を示す責任からある程度解放されることもあってか、教育目的に合わせた形での教育内容・教育方法を編成している。今回分析対象としたものは②に近いものであったが、民主主義社会を公共空間としての社会ととらえる場合、②のような考え方に基づく教材がこれからも開発されるのではないかと考える。今回取りあげたカリキュラム・教育プロジェクトは、②（前項：以下同じ）の考え方にやや偏る傾向があったが、本科研の先行研究において①に近いタイプのカリキュラム・プロジェクトの分析を行っていることもあり、本科研では②のものの具体的な分析と報告が中心となった。先行研究も含めた全体的な比較という観点からまとめるならば、「これまで積み重ねてきた民主主義社会の伝統を『作られた公共性』として次の世代にも教育していく」という考え方と、「これまでの民主主義社会の仕組みやルールをふまえつつも、絶え間ない社会的問題の解決を通じて社会に改良を加えつつ社会を作り続けていくという『作っていく公共性』を担えるように教育していく」という二つの大きな考え方の間で、公民教育のあり方が揺れ続けているということであろう。また、これら2つの考え方は、どちらがあるべき公民教育の理念かという対立的にとらえるものではなく、これらの対立を止揚素する状態を具現化したカリキュラムや教育実践プログラムをどのように開発していくのかということが重要であるというのが、本研究の時点での結論である。

(5) 本研究の意義と今後の課題

民主主義社会の担い手に求められる公民的資質を育成する公民教育は、民主主義社会の原理に沿う形で公共性を考えていくべきであるというのが現時点での結論であるが、これは目新しいものではない。逆に、この古

い結論をどのようにカリキュラムや教育実践として具現化していくのか（具現化できるのか）ということが大きな課題である。平成20年に改訂された新学習指導要領は「公共」を重要な概念の一つとしているが、民主主義社会における「公共」をどのようにとらえるか、また、それが教育理念のレベルに留まるのではなく、市民的資質の育成を具体的に担っている公民教育のカリキュラム・教育実践プログラムにどのように具現化していけばよいか、公民教育のにとっての重要な課題となっている。また、このような課題は、我が国に限ったことではなく、多くの民主主義国家が抱えているものでもあるであろう。それらの国々の公民教育の分析と比較研究を進めるとともに、具体的なカリキュラム・教育実践プログラムの開発研究を進めることが、社会科教育・公民教育研究、教科教育研究にとっての課題であろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①橋本康弘「アメリカ法関連教育カリキュラムにおける文化学種の構造－プロジェクト『法と文化について教える (TEACHING ABOUT LAW AND CULTURES)』の場合－」『福井大学教育実践研究』査読有、2006年、pp.49-58.

〔学会発表〕（計5件）

①吉村功太郎「公共性を視点とした市民性育成授業論の検討」社会系教科教育学会第20回研究発表大会、2009年2月22日、兵庫教育大学.

②服部一秀「旧東ドイツ地域における公民教科目教育の展開－ザクセン州の場合を中心に－」社会系教科教育学会第20回研究発表大会、2009年2月22日、兵庫教育大学.

③橋本康弘「『行動主義』法学習の内容編成－Law in a Action Seriesの場合－」社会系教科教育学会第20回研究発表大会、2009年2月22日、兵庫教育大学.

④吉村功太郎「民主主義社会を担う市民を育成する社会問題解決・参加学習－「パブリック・アチーブメント・プロジェクト (Public Achievement Project)」の場合－」第18回日本公民教育学会全国研究大会、2007年6月16日、東京学芸大学.

⑤橋本康弘「判例を用いた法的問題研究学習の構造－ENSLow社“DEBATING SUPREME COURT DECISIONS”シリーズを事例にして－」第18回日本公民教育学会全国研究大会、2007年6月16日、東京学芸大学.

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉村 功太郎 (YOSHIMURA KOTARO)
東北学院大学・教養学部・准教授
研究者番号：00270265

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

服部 一秀 (HATTORI KAZUhide)
山梨大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号：60238029
橋本 康弘 (HASHIMOTO YASUHIRO)
福井大学・教育地域科学部・准教授
研究者番号：70346295